

委託料に係る受託団体等監査公表

地方自治法第199条第1項の規定により、次のとおり委託料に係る受託団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年12月22日

天童市監査委員 奥山吉行

天童市監査委員 古澤義弘

記

- 1 監査の期間
令和5年11月9日～令和5年12月21日
- 2 監査の対象
令和4年度放課後児童健全育成事業委託料
(津山児童クラブ協会)

監 第 102 号
令和5年12月22日

天 童 市 長 様

天童市代表監査委員 奥山 吉行

委託料に係る受託団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項の規定による委託料に係る受託団体等の監査を、市監査基準に準拠して執行したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

記

- 1 監査対象 令和4年度放課後児童健全育成事業委託料に係る事務執行状況
- 2 監査執行者 天童市監査委員 奥山 吉行
天童市監査委員 古澤 義弘
- 3 監査の実施日程等
 - (1) 実施期間 令和5年11月9日～同年12月21日
 - (2) 本監査の場所 市立津山公民館会議室
 - (3) 本監査実施月日 令和5年12月19日
- 4 監査の着眼点 総務省実施要領及び全国都市監査委員会が定める「監査等の実務ガイドライン第3編第3章 監査等の着眼点」を参考にした。
- 5 主な実施内容 提出された資料に基づき、財務関係諸帳簿、その他関係書類の照合調査をするとともに、関係職員の説明を聴取する方法等により監査を実施した（抽出検査によるものもある。）。
- 6 監査の結果 監査した事項については、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。